

## 令和元年度第4回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年7月10日(水)午後1時34分から午後2時30分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員(21人)

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		3番	吉田	隆一
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		15番	栗島	菊雄
		16番	稲見	くに子
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員

		2番	柴	保
		11番	石島	良幸
		17番	飯泉	孝

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

議案第 22 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 23 号 農地法第5条の規定による許可について

### 4、報告

報告第 15 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 16 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 17 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

報告第 18 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下について

報告第 19 号 農地法第5条の規定（競売）による許可について

報告第 20 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 21 号 制限除外の農地移動届について

報告第 22 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

## 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長

山形 浩之

次長兼農地調整課長

田所 秀一

農地調整課庶務調整グループ副参事

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主事

堀江 孝明

## 7、会議の概要

議 長

只今より令和元年度第4回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。  
なお、欠席の報告がありました委員は、2番・柴委員、11番・石島委員、17番・飯泉委員です。  
会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。  
本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。  
なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。  
次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、12番・坂入委員と14番・國府田委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第22号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。  
なお、受付番号4番及び12番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。  
受付番号4番は、1番議席・赤城委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時38分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。  
議案第22号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。  
番号：4番、譲受人：筑西市赤浜、譲渡人：筑西市赤浜、申請土地の表示：中上野字六丁歩、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：397㎡、契約内容：贈与、譲受人の経営面積684a、従農者数：7(4)、譲渡人の経営面積：4a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹  
委 員

5番、齊藤です。  
4番についてご説明させていただきます。こちらの案件は、大規模農家である受人がもともと耕作をしており、規模拡大を図るということで贈与に至ったとのことでした。問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願い申し上げます。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

受付番号4番を採決いたします。

議案第22号、受付番号4番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第22号、受付番号4番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、1番議席・赤城委員の除斥を解きます。

午後1時42分 解除

つづいて、受付番号12番は、3番議席・吉田委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時44分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

12番、つくば市並木三丁目、筑西市小川、女方字南新田、畑、畑、545㎡、使用貸借、0a、3(2)、120a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告をお願いします。

鳩貝英子  
委 員

20番、鳩貝です。

12番の案件についてご報告させていただきます。書類審査後、譲渡人に確認をいたしました。申請内容に間違いのないことでした。問題ないかと思われ  
ますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

受付番号 12 番を採決いたします。

議案第 22 号、受付番号 12 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 22 号、受付番号 12 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3 番議席・吉田委員の除斥を解きます。

午後 1 時 46 分 解除

つづいて、受付番号 1 番から 3 番、及び 5 番から 11 番、並びに 13 番から 18 番を審議いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

1 番、筑西市蓮沼、筑西市下中山、蓮沼字反町、畑、畑、379 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積：1,237 m<sup>2</sup>、売買、154 a、6(4)、16a。

2 番、筑西市神分、筑西市宮後、田宿字野ヶ内、畑、畑、860 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,861 m<sup>2</sup>、売買、38a、4(1)、21a。

3 番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字壺番耕地、畑、畑、332 m<sup>2</sup>、外 33 筆、合計 34 筆、合計面積 30,430 m<sup>2</sup>、贈与、82a、5(3)、260a。

5 番、筑西市上川中子、筑西市岡芹、上川中子字大山、田、田、3,672 m<sup>2</sup>、売買、1,758a、5(2)、37a。

6 番、筑西市山崎、筑西市五所宮、五所宮字南宿、畑、畑、121 m<sup>2</sup>、売買、4,036a、8(6)、4a。

7 番、筑西市井出蛭沢、水戸市上国井町、蓮沼字稻荷内、田、田、2,980 m<sup>2</sup>、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 5,719 m<sup>2</sup>、売買、816 a、3(3)、121 a。

8 番、筑西市伊讚美、水戸市上国井町、伊讚美字上寺野、田、田、991 m<sup>2</sup>、売買、1,202a、2(2)、121a。

9 番、筑西市成井、筑西市鷺島、成井字池下、田、田、697 m<sup>2</sup>、贈与、183a、4(1)、124a。

10 番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字上本田、畑、畑、1,006 m<sup>2</sup>、贈与、112a、2(2)、34a。

11 番、つくば市並木三丁目、筑西市小川、小川字空拓山、田、田、261 m<sup>2</sup>、外 8 筆、合計 9 筆、合計面積 4,523.99 m<sup>2</sup>、賃貸借、0 a、3(2)、111 a。  
13 番、筑西市布川、筑西市布川、布川字本宿、畑、畑、662 m<sup>2</sup>、贈与、183a、2(2)、110a。  
14 番、つくば市二の宮、筑西市上西郷谷、上西郷谷字西田、畑、畑、565 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 615 m<sup>2</sup>、売買、1,323 a、2(2)、73 a。  
15 番、筑西市赤浜、筑西市赤浜、赤浜字社廻り、畑、畑、504 m<sup>2</sup>、売買、65a、5(2)、1,006a。  
16 番、筑西市野殿、福島県双葉郡川内村大字下川内字宮渡、野殿字本殿屋敷、畑、畑、994 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,285 m<sup>2</sup>、売買、258 a、3(3)、22 a。  
17 番、筑西市木戸、筑西市木戸、木戸字西谷、田、田、1,059 m<sup>2</sup>、売買、488a、3(2)、31a。  
18 番、つくば市二の宮、筑西市宮後、宮後字一丁田、田、田、2,707 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,478 m<sup>2</sup>、売買、1,323 a、2(2)、35 a。  
19 番及び 20 番については保留案件となります。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

小島栄  
委 員

9 番、小島です。  
1 番の案件についてご報告申し上げます。去る 6 月 27 日に農業委員並びに農地最適化推進委員の皆さんと書類審査をし、その後、本人に確認を行いました。譲受人は、きゅうり栽培を大規模に行っております。また認定農業者であり、規模拡大のために今回の申請をしております。内容につきましても本人と確認がとれており問題はないと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

齊藤秀樹  
委 員

5 番、齊藤です。  
先月に書類審査及び、譲受人、渡譲人に電話で聴取を行いました。こちらの案件は、譲受人が定年退職後に農業の規模拡大を行うということで農地の売買にいたりました。問題はないと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

3 番をお願いします。

吉原一雄  
委 員

23 番、吉原です。  
この件につきましては、親子関係でございまして、譲渡人の意向によりますと、自分が親から受けついで今回の案件の農地について、相続の際に随分骨が

折れたということを述べておりました。そのような経緯があり、自分がしっかりと手続きができる中で、子供に贈与したいということで、今回の申請にいたったそうです。問題はないと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 5番をお願いします。

坂入進 12番、坂入です。

委員 6月26日に書類の審査を行いました。受人は担い手農家であり、規模拡張の目的で近隣の土地を購入するということでした。後日確認をしたところ相違ないということでありましたので、問題はないと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 6番をお願いします。

國府田 14番、國府田です。

委員 渡人は、暫く東京で仕事をしていたのですが定年となり帰ってきました。この土地は道路を作った時に三角形になりまして、自分では耕作ができないということです。受人の方は、地元では指折りの大きな農家でして、売買にいたったとのことでした。したがってこちらの案件は、現地確認及び受人と渡人の双方に確認をし問題なく許可相当と思われしますので、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 7番をお願いします。

谷島悦夫 19番、谷島です。

委員 7番についてご報告します。渡人は農林振興公社でありますので問題はないかと思われませんが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 8番をお願いします。

吉田隆一 3番、吉田です。

委員 8番の案件は、振興公社との売買でありますので、問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 9番をお願いします。

齊藤秀樹 5番、齊藤です。

委員 こちらの案件につきましては、受人が以前より耕作していた土地でして、規模拡大したい旨を渡人に話をしたところ、今まで耕作をしてもらっていたとい

うことから、贈与にいたったということでした。書類審査の方も問題がなく許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 10 番をお願いします。

竹内善美 7 番、竹内です。

委 員 受人と渡人は兄弟でして、受人の土地を渡人の子供さんが宅地で贈与を受けておりまして、その見返りに今回の農地を受人の方に渡したということです。何ら問題はないかと思いますが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 11 番をお願いします。

鳩貝英子 20 番、鳩貝です。

委 員 11 番についてご報告いたします。申請土地を確認したところ、非常に細かく分かれている土地でした。受人、渡人に確認をしたところ、申請した土地に間違いはないということでしたので問題ないかと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 13 番をお願いします。

関口均 22 番、関口です。

委 員 先月 26 日に書類審査、その後、受人、渡人に電話で確認し、申請書類に間違いがないことを確認いたしました。よって当案件は許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 14 番をお願いします。

齊藤秀樹 5 番、齊藤です。

委 員 14 番、15 番についてご説明いたします。先月、書類審査、また現地確認をいたしました。14 番については、規模拡大ということで農地を買い求めたということでした。15 番については、自作地に隣接しているということで、売買にいたったということでした。許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 16 番をお願いします。

関口均 22 番、関口です。

委 員 16 番について、ご報告いたします。先月 26 日に書類審査、その後、受人に聞いてきました。渡人は受人の分家であり、現在は、北海道でペンション経営をしているということでした。案件の土地は、親の遺産を相続した土地なのです



が、家は継がない、次男に譲るということで、畑やその他の土地は全部処分をするということでありました。受人は大規模農家であり、法人経営でありますので問題はないかと思われます。許可相当と思われますが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 17 番をお願いします。

齊藤一弥  
委 員 24 番、齊藤です。  
書類審査後、後日電話で確認をいたしました。こちらの土地は譲受人が賃借で耕作をしていたそうです。譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大ということですので許可相当と思ひます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 18 番をお願いします。

齊藤秀樹  
委 員 5 番、齊藤です。  
18 番についてご説明いたします。書類審査後、後日電話で確認をいたしました。受人は規模拡大ということであり、申請に間違いのないことでした。書類審査も問題がなく、許可相当と思われますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。  
議案第 22 号、受付番号 1 番から 3 番、及び 5 番から 11 番、並びに 13 番から 18 番を採決いたします。  
議案第 22 号、受付番号 1 番から 3 番、及び 5 番から 11 番、並びに 13 番から 18 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 22 号、受付番号 1 番から 3 番、及び 5 番から 11 番、並びに 13 番から 18 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願ひます。

堀江主事より説明いたします。

議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和元年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、保留になります。

番号 2 番、譲受人：筑西市丙、譲渡人：筑西市玉戸、申請土地の表示：玉戸字山ヶ島、台帳地目：田、現況地目：田、面積：1,028 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,006 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、転用目的：駐車場。

申請地は、茨城県立下館工業高校の北東側約 1.59 k m、国道 50 号線の南側 261m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。同一大字内に事業所があり、6 戸連担が確保できます。申請者は、市内でホテル経営を主とした法人であり、来客用の駐車場が不足しているため新たに整備する計画となっております。

3 番、筑西市稲荷、筑西市稲荷、稲荷字陣屋、畑、畑、421 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 499 m<sup>2</sup>、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の南側約 1.07 k m、国道 294 号線の東側約 610 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内の実家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、祖母所有の隣接地に住宅を構えるべく申請にいたっております。

4 番、つくば市松代一丁目、ひたちなか市大平三丁目、倉持字東宿通、畑、畑、1,140 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道つくば真岡線の東北東側約 139m、茨城県立明野高等学校の南東側約 1.01 k m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされています。申請者は、太陽光発電に適した土地を検討し、本申請にいたっております。

5 番、筑西市折本、筑西市二木成、折本字中山、畑、雑種地、155 m<sup>2</sup>、売買、駐車場。申請地は、折本駅の北北東側約 298m、筑西市立中小学校の北西側約 337m に位置する、概ね 300m 以内に鉄道駅のある第 3 種農地です。

申請者は、隣接地に居住しており、住宅の敷地内では駐車スペースが不足するため、隣接する申請地を駐車場にする計画となっております。

6 番、筑西市二木成、筑西市下平塚、下平塚字行人塚、畑、畑、407 m<sup>2</sup>、使用貸借、自己住宅。

申請地は、筑西市立西中学校の北東側約 1.04 k m、国道 50 号線の西側約 800 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内の実家に居住しておりますが、手狭になってきたため長女の進学に伴い、父所有の土地に住宅を建てるべく本申請にいたっております。

7 番、筑西市向川澄、筑西市向川澄、向川澄字稲荷前、山林、畑、235 m<sup>2</sup>、贈与、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 298m、下館自動車学校の西南西側約 500 m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の

検討がされています。申請者は、独立のため実家付近に自己住宅を建築すべく、申請にいたっております。

8番、保留になります。

9番、筑西市布川、筑西市布川、布川字本宿、畑、畑、500㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の東側約1.52km、県道筑西三和線の西側約565mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。西側に6戸連担が確保できます。申請者は、市内に両親と夫婦家族で居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、新たに自己住宅を建築する申請となっております。

10番、筑西市伊讚美、筑西市飯島、伊讚美字中原、田、田、499㎡、売買、自己住宅。

申請地は、玉戸駅の北側約484m、筑西市立下館西中学校の南側約341mに位置する、鉄道駅から概ね500m以内の第2種農地です。申請者は、妻の実家に居住しておりますが、独立のため自己住宅の建築をするものとなっております。

11番、筑西市甲、筑西市成田、成田字御斉明、畑、畑、499㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約202m、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の南側約570mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内のアパートに居住しておりますが、子供の出生に伴い新居を構えるため、本申請にいたっております。

12番から14番につきまして、譲受人が異なりますが、事業内容が酷似しているため、まとめてご説明いたします。

12番、栃木県佐野市堀米町、筑西市黒子、辻字金塚、畑、畑、1,370㎡、売買、太陽光発電設備。

13番、東京都豊島区巣鴨一丁目、筑西市辻、辻字金塚、畑、畑、678㎡、売買、太陽光発電設備。

14番、栃木県佐野市高萩町、筑西市黒子、辻字金塚、畑、畑、1,209㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、黒子駅の西側約310m。県道明野間々田線の北側約344mに位置する、鉄道駅から概ね500m以内の第2種農地です。候補地の検討がされています。申請者は、太陽光発電に適した土地を検討し、土地所有者の同意が得られたため、本申請にいたっております。

15番、東京都豊島区巣鴨一丁目、筑西市黒子、黒子字東裏、畑、畑、1,443㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、国道294号線の西側約330m、県道谷和原筑西線の東側約270mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされています。申請者は、太陽光発電事業を行う法人であり、土地所有者の同意が得られたため申請するものです。

16～18番、事業者が同一で、関係性のある事業のため、まとめてご説明いたします。

16番、筑西市上平塚、筑西市上平塚、上平塚字大野原、畑、畑、3,578㎡。

譲渡人の方がもう1人いらっしゃいます。筑西市上平塚、上平塚字大野原、畑、畑、793㎡、賃貸借、障がい者支援施設。

17番、筑西市上平塚、筑西市上平塚、上平塚字庚申山、畑、畑、1,170㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2913㎡、賃貸借、老人介護施設。

18番、筑西市上平塚、筑西市上平塚、上平塚字庚申山、畑、畑、2,534㎡、賃貸借、駐車場。

申請地は、下館総合体育館の西側に隣接する、広がりのある第1種農地です。土地収用法該当事業並びに周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、福祉事業を行う法人であり、今般、障害福祉施設並びに駐車場等を設置するため、本申請にいたっております。

19番、筑西市幸町一丁目、東京都千代田区神田須田町一丁目、玉戸字伊房地、畑、雑種地、2,221㎡、売買、資材置場兼駐車場。

申請地は、茨城県立下館工業高等学校の南西側1.03km、県道筑西三和線沿いに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。同一大字内に事業所があり、6戸連担が確保できます。申請者は、プラスチック加工業を営む法人であり、市外の工場に預けていた金型を回収することになったため、資材置場を設ける申請となっております。

20番、筑西市山崎、筑西市五所宮、五所宮字南宿、畑、雑種地、259㎡、売買、農業用資材置場。

申請地は、筑西市立五所小学校の南西側約692m、県道真岡筑西線沿いに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、付近で農業を営んでいますが、自宅敷地が手狭になり、農業用の資材を置くスペースが不足しているため、本申請にいたっております。

21番、筑西市板橋、筑西市板橋、板橋字大久保、畑、畑、238㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、筑西市関城支所の南東側約461m、県道明野間々田線の北側201mに位置する、支所から概ね500m以内の第2種農地です。申請者は、両親と同居していますが、実家の隣接地に将来を考え新居を構える計画となっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

宮山繁治  
委員

8番、宮山です。

2番、6番、19番についてご説明いたします。まず2番ですが、契約内容が売買でございまして、先月26日に書類及び現地を確認しております。受人については、会社法人でありまして駐車場として利用するというところでございます。譲渡人については高齢であり病弱なため、代理人である司法書士事務所に電話をしまして、家族も承諾済みであると確認をしました。次に6番でございしますが、使用貸借でございまして、借人が子供、貸人が親であり、親子関係でございまして、自己住宅を建てる目的です。最後に19番でございしますが、こちらは

売買でございます。譲受人は、資材置場兼駐車場としてプラスチック加工用品をこちらに置きたいということあります。譲渡人には、了承していると確認をとりました。以上3件ともに許可相当と思われませんが皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 3番をお願いします。

齊藤一弥 24番、齊藤です。

委員

書類審査後、現地調査を行いました。賃貸人と賃借人は、祖母と孫の関係でございます。先ほど事務局から説明がありましてとおり、お子さんができて手狭になったために、自己住宅を建設するということでございます。私は同じ集落でして、以前からお話を聞いておりました。譲受人は職業柄、自宅への来客も多く、そのことから、祖母と同居するのは無理があったようです。許可相当と思われませんが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 4番をお願いします。

齊藤秀樹 5番、齊藤です。

委員

先月、書類審査、現地確認をいたしました。また、受人、渡人に電話による確認をいたしました。渡人は遠方に住んでおり高齢で、管理を今後できないということで、売買にいたったということでございます。土地は第2種農地ということで、かなりの土地が太陽光発電ということで開発されている状況でございますので、問題はないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 5番をお願いします。

坂入進 12番、坂入です。

委員

5番、11番についてご報告いたします。6月26日に書類審査及びに現地確認を行いました。5番につきましては、渡人が引越しをいたし、受人の隣接する土地ということであり、受人の目的は駐車場ということでございます。11番におきましては、渡人、受人が親子関係でございます。どちらにも後日電話確認いたしました。問題はないかと思われませんが、更なる皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 7番をお願いします。

稲見 16番、稲見です。

くに子

委員

7番についてご報告いたします。6月28日に書類審査並びに現地確認を行いました。また、後日渡人に電話確認いたしました。申請内容に間違いのないことです。渡人と受人は親子でして、現在、受人は渡人と同居しております。

すが、自分の家を持ちたいということで、親より土地を譲り受け、家を新築するとのことです。何ら問題なく許可相当かと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

9 番をお願いします。

関口均  
委 員

22 番、関口です。

9 番についてご説明いたします。先月 26 日に書類審査、また現地確認を行いました。現地は住宅街であり、問題がない場所です。提出された書類も、電話で確認したところ問題がありませんでした。許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

10 番をお願いします。

吉田隆一  
委 員

3 番、吉田です。

10 番の案件につきましては、書類審査後、現地確認及び電話確認を行いました。周りは住宅に囲まれており問題はないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

12 番をお願いします。

栗島菊雄  
委 員

15 番、栗島です。

12 番、13 番、14 番、15 番を一括でご報告申し上げます。6 月 26 日に農業委員、推進委員さん全員で、書類審査、現地確認をしてきました。転用目的が太陽光発電設備ですが、いずれも現地が急な傾斜地で、今の機械化農業では作物の耕作が難しい現地でした。その後、双方に電話で申請書類に間違いがないことを確認いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

16 番をお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員

14 番、國府田です。

16 番、17 番、18 番、20 番についてご報告申し上げます。16 番、17 番、18 番については、受人が同じ県内有数の福祉施設を運営しているところです。施設の周りがある土地が渡人の 3 名の土地です。それぞれ電話で確認いたしましたが、社会福祉法人の周りにあるところなので役にたてればということでした。よって問題がなく、許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。次に 20 番ですが、資材置場として利用したいということで、先ほどの 3 条での受人、渡人と同人物ですので許可相当と思われま。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

21 番をお願いします。

竹内善美  
委員

7番、竹内です。  
渡人と受人は、現在同居しておりまして親子関係であります。手狭になったため、貸借で親の土地を借り自己住宅を建てる予定です。何ら問題はございませんけれども、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第23号、受付番号2番から6番、及び9番から15番、並びに17番から21番を採決いたします。

議案第23号、受付番号2番から6番、及び9番から15番、並びに17番から21番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第23号、受付番号2番から6番、及び9番から15番、並びに17番から21番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、受付番号16番を採決いたします。

議案第23号、受付番号16番は、30aを超える農地転用事案となります。  
受付番号16番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第23号、受付番号16番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、日程第4、報告第15号から第22号を、事務局より説明願います。

事務局

田所次長より、説明いたします。

報告第15号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業

のために売買により農地を取得するものです。

報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。市街化区域内農地転用届出です。農地転用目的は、駐車場2件、自己住宅1件、住宅敷地1件、賃貸住宅1件です、合計5件です。

報告第17号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。平成30年12月18日付申請のあった案件ですが、事業承継の計画が合意に至らなかったため、今回取下げ願書が提出され取り下げるものです。

報告第18号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の取り下げについて、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。平成30年12月18日付申請のあった案件ですが事業承継の計画が合意に至らなかったため、今回取下げ願書が提出され取り下げるものです。

報告第19号、農地法第5条の規定（競売）による許可報告について、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。申請人が買受適格証明書の交付時と事情が同じなので、専決で許可書を交付したものです。

報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅3件、宅地分譲1件、駐車場4件、住宅敷地3件、中古車置場1件、共同住宅1件、住宅用地1件、合計14件です。

つづきまして、報告第21号、制限除外の農地移動届出について、令和元年7月10日提出・筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。制限除外の農地移動届出で、農業者用仮設トイレの設置に関する届出です。

報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和元年7月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は7件です。報告は以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第4回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。



総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年7月10日

議 長

署名委員

署名委員